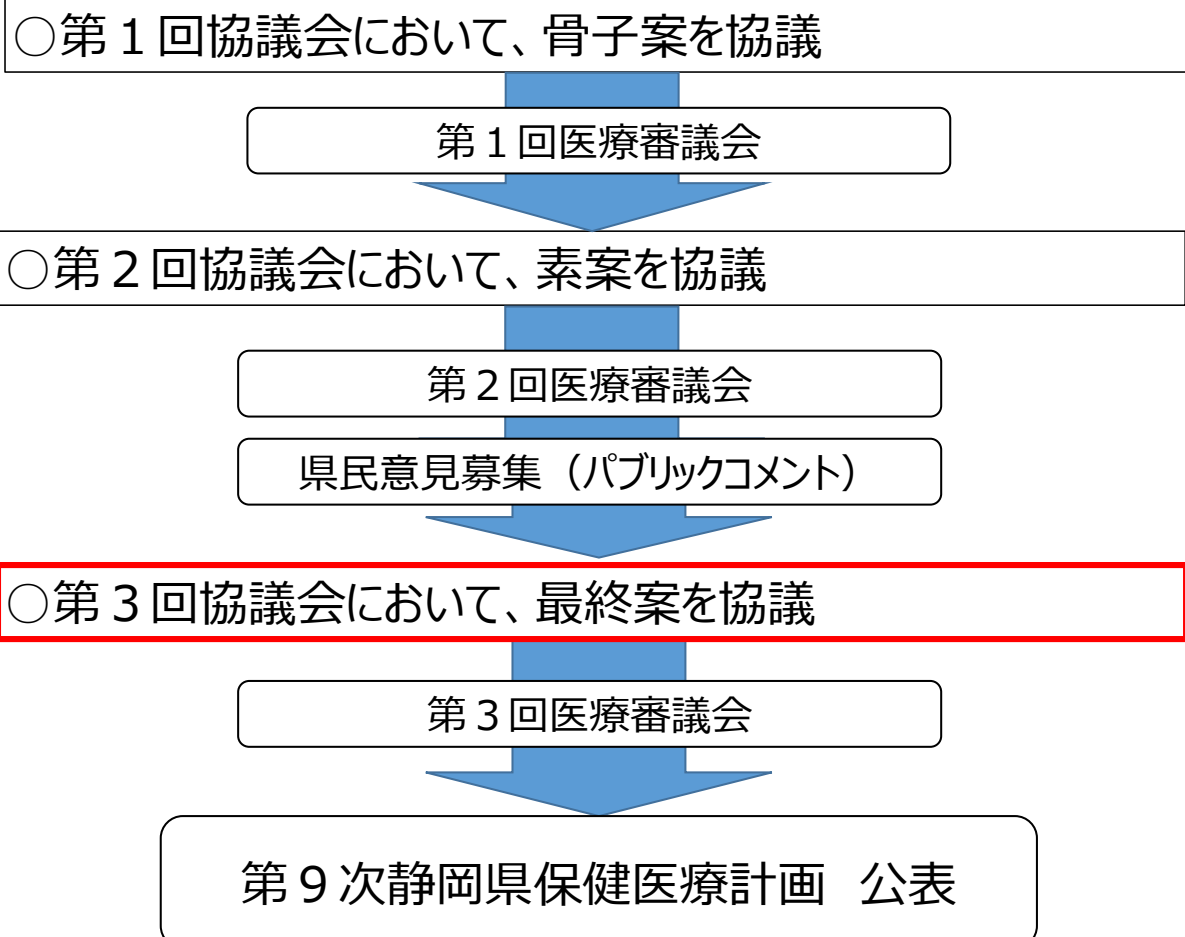


第9次静岡県保健医療計画（がん） （最終案）について

1

第9次静岡県保健医療計画（がん）の策定経過



2

素案からの主な変更点①

	位置	内容
1	(1) 現状と課題 イ 本県の状況 (ワクチン接種の推進) 1ページ	HPVワクチンについて追記します。(2～4共通) ○子宮頸がんの発生原因の多くはHPV(ヒトパピローマウイルス)であるため、HPVワクチンの接種により子宮頸がんの発症を予防できる可能性が高く、国は、予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づく個別の接種勧奨を2022年4月から再開しており、令和4年度のHPVワクチン定期接種の接種率は36.3%(全国30.2%)となっています。
2	ウ 医療提供体制等の課題 (ア) がんの予防・がんの早期発見 4ページ	○HPVワクチン定期接種の更なる接種率の向上に取り組む必要があります。
3	(2) 対策 イ 施策の方向性 (ア) がんの予防・がんの早期発見 7ページ	○HPV9価ワクチンの定期予防接種化を含むワクチンに対する正しい情報の提供のほか、キャッチアップ接種の対象者に対する制度の周知等、適切な情報提供に基づく正しい理解の促進に取り組みます。

3

素案からの主な変更点②

	位置	内容																				
4	(1) 現状と課題 イ 本県の状況 (がん医療提供体制) 2ページ	注釈に記載していた病院に関する種別を、本文中に表形式で記載します。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都道府県がん診療連携拠点病院</td> <td>都道府県内においてがん医療の中心的役割を果たすよう厚生労働大臣が指定する病院で、原則として各都道府県に1施設指定されている。専門的ながん医療を提供するとともに、都道府県内のがん診療の連携協力体制の整備やがんに関する相談支援を担う。</td> </tr> <tr> <td>地域がん診療連携拠点病院</td> <td>保健医療圏内ではがん医療の中心的役割を果たすよう厚生労働大臣が指定する病院で、専門的ながん医療を提供する。</td> </tr> <tr> <td>地域がん診療病院</td> <td>がん診療連携拠点病院がない保健医療圏に厚生労働大臣が指定する病院である。隣接する保健医療圏のがん診療連携拠点病院と連携して専門的ながん医療を提供する。</td> </tr> <tr> <td>静岡県地域がん診療連携推進病院</td> <td>拠点病院等とその同一保健医療圏で連携してがん診療に携わり、地域がん診療病院に準ずるがん診療機能を有する病院として、静岡県知事が指定する病院である。</td> </tr> <tr> <td>がん相談支援センター設置病院</td> <td>賀茂及び熱海伊東保健医療圏のうち、がんの相談支援を行う機能を有する部門を設置する病院として、静岡県知事が指定する病院である。</td> </tr> <tr> <td>がんゲノム医療中核拠点病院</td> <td>全国のがんゲノム医療の中核となる施設として厚生労働大臣が指定する病院である。2023年10月1日現在、全国に13施設指定されている。</td> </tr> <tr> <td>小児がん拠点病院</td> <td>地域において小児がん医療及び支援を提供する中心施設として厚生労働大臣が指定する病院である。地域ブロック単位(静岡県:東海北陸ブロック)で、2023年4月1日現在、全国に15施設指定されている。</td> </tr> <tr> <td>がんゲノム医療連携病院</td> <td>がんゲノム医療中核拠点病院及びがんゲノム医療拠点病院と連携してがんゲノム医療を行う病院である。</td> </tr> <tr> <td>小児がん連携病院</td> <td>各地域ブロック内の小児がん医療において、質の高い医療及び患者支援をより多くの患者に提供できるよう、医師をはじめとする一定水準以上の専門的医療スタッフ、一定の医療設備を設けている医療機関に対して、当該地方ブロックの小児がん拠点病院が指定した病院である。</td> </tr> </tbody> </table>	種別	役割	都道府県がん診療連携拠点病院	都道府県内においてがん医療の中心的役割を果たすよう厚生労働大臣が指定する病院で、原則として各都道府県に1施設指定されている。専門的ながん医療を提供するとともに、都道府県内のがん診療の連携協力体制の整備やがんに関する相談支援を担う。	地域がん診療連携拠点病院	保健医療圏内ではがん医療の中心的役割を果たすよう厚生労働大臣が指定する病院で、専門的ながん医療を提供する。	地域がん診療病院	がん診療連携拠点病院がない保健医療圏に厚生労働大臣が指定する病院である。隣接する保健医療圏のがん診療連携拠点病院と連携して専門的ながん医療を提供する。	静岡県地域がん診療連携推進病院	拠点病院等とその同一保健医療圏で連携してがん診療に携わり、地域がん診療病院に準ずるがん診療機能を有する病院として、静岡県知事が指定する病院である。	がん相談支援センター設置病院	賀茂及び熱海伊東保健医療圏のうち、がんの相談支援を行う機能を有する部門を設置する病院として、静岡県知事が指定する病院である。	がんゲノム医療中核拠点病院	全国のがんゲノム医療の中核となる施設として厚生労働大臣が指定する病院である。2023年10月1日現在、全国に13施設指定されている。	小児がん拠点病院	地域において小児がん医療及び支援を提供する中心施設として厚生労働大臣が指定する病院である。地域ブロック単位(静岡県:東海北陸ブロック)で、2023年4月1日現在、全国に15施設指定されている。	がんゲノム医療連携病院	がんゲノム医療中核拠点病院及びがんゲノム医療拠点病院と連携してがんゲノム医療を行う病院である。	小児がん連携病院	各地域ブロック内の小児がん医療において、質の高い医療及び患者支援をより多くの患者に提供できるよう、医師をはじめとする一定水準以上の専門的医療スタッフ、一定の医療設備を設けている医療機関に対して、当該地方ブロックの小児がん拠点病院が指定した病院である。
種別	役割																					
都道府県がん診療連携拠点病院	都道府県内においてがん医療の中心的役割を果たすよう厚生労働大臣が指定する病院で、原則として各都道府県に1施設指定されている。専門的ながん医療を提供するとともに、都道府県内のがん診療の連携協力体制の整備やがんに関する相談支援を担う。																					
地域がん診療連携拠点病院	保健医療圏内ではがん医療の中心的役割を果たすよう厚生労働大臣が指定する病院で、専門的ながん医療を提供する。																					
地域がん診療病院	がん診療連携拠点病院がない保健医療圏に厚生労働大臣が指定する病院である。隣接する保健医療圏のがん診療連携拠点病院と連携して専門的ながん医療を提供する。																					
静岡県地域がん診療連携推進病院	拠点病院等とその同一保健医療圏で連携してがん診療に携わり、地域がん診療病院に準ずるがん診療機能を有する病院として、静岡県知事が指定する病院である。																					
がん相談支援センター設置病院	賀茂及び熱海伊東保健医療圏のうち、がんの相談支援を行う機能を有する部門を設置する病院として、静岡県知事が指定する病院である。																					
がんゲノム医療中核拠点病院	全国のがんゲノム医療の中核となる施設として厚生労働大臣が指定する病院である。2023年10月1日現在、全国に13施設指定されている。																					
小児がん拠点病院	地域において小児がん医療及び支援を提供する中心施設として厚生労働大臣が指定する病院である。地域ブロック単位(静岡県:東海北陸ブロック)で、2023年4月1日現在、全国に15施設指定されている。																					
がんゲノム医療連携病院	がんゲノム医療中核拠点病院及びがんゲノム医療拠点病院と連携してがんゲノム医療を行う病院である。																					
小児がん連携病院	各地域ブロック内の小児がん医療において、質の高い医療及び患者支援をより多くの患者に提供できるよう、医師をはじめとする一定水準以上の専門的医療スタッフ、一定の医療設備を設けている医療機関に対して、当該地方ブロックの小児がん拠点病院が指定した病院である。																					

4

素案からの主な変更点③

位置	内容										
5 (2) 対策 ア 数値目標 6ページ	<p>数値目標に、項目「現在自分らしい日常生活を送れていると感じるがん患者の割合」を追加します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>現状値</th> <th>目標値</th> <th>目標値の考え方</th> <th>出典</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現在自分らしい日常生活を送れていると感じるがん患者の割合</td> <td>70.5% (2018年度)</td> <td>改善</td> <td>現状値からの増加</td> <td>厚生労働省「患者体験調査」</td> </tr> </tbody> </table>	項目	現状値	目標値	目標値の考え方	出典	現在自分らしい日常生活を送れていると感じるがん患者の割合	70.5% (2018年度)	改善	現状値からの増加	厚生労働省「患者体験調査」
項目	現状値	目標値	目標値の考え方	出典							
現在自分らしい日常生活を送れていると感じるがん患者の割合	70.5% (2018年度)	改善	現状値からの増加	厚生労働省「患者体験調査」							
6 (5) 関連図表 15、16ページ	ロジックモデルにおける各指標の現状値を記載します。										

5

法定意見聴取（保健医療計画・がん）

	御意見要旨	(対応) 返答案
1	<p>がん検診について、啓発活動のみで効果が得られないのであれば、インセンティブ提供等の内容を具体的に盛り込む必要があるのではないか。 (法定意見聴取：静岡県保険者協議会)</p>	<p>(意見の趣旨を踏まえ取り組む(取り組んでいる)) インセンティブ提供等の具体的な内容は、個別計画である第3次静岡県がん対策推進計画に記載されており、引き続き、第4次計画に記載することから、保健医療計画への記載は、見送ることとします。</p> <p><第4次静岡県がん対策推進計画(案)> 4 がん検診の受診率向上と精度管理の推進 A がん検診受診率の向上 【具体的な戦術】 (5)県は、地元商工会等と連携した検診受診者に対するインセンティブの付与(健康マイレージ事業等)について、市町とともに引き続き行います。</p>
2	<p>希少がんの中に口腔がんが含まれていますが、口腔がんを別枠で捉え対策を整えていただきたい。(法定意見聴取：一般社団法人静岡県歯科医師会)</p>	<p>(計画へ反映) いただいた御意見を踏まえ、以下のとおり追記します。</p> <p>(2) 対策 イ 施策の方向性 (イ) がん患者一人ひとりに応じた治療と支援の推進 …(略)…実施体制の充実を図ります。また、口腔がんについても、医療機関間の連携体制の整備を進めます。(7ページ)</p>

6